

空き家改修費等助成のご案内

佐賀市では、中山間地域（富士町・三瀬村・大和町松梅地区）の空き家を有効活用し定住促進を図るため、本市の空き家バンク制度に登録された物件の改修を行う方に対して改修費等を助成します。

※令和5年度現在

【補助対象経費】

- ・ 空き家に関する改修費
- ・ 同一敷地内への建替費用

【助成額】

空き家の改修費及び建替費用 対象経費の1/2（上限50万円）

※同居する方に中学生以下（注）の方がいる場合 上限100万円

（注）利用登録者と当該空き家等に同居し、かつ生計を同一にする方で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。

【補助対象者】

対象者	申請条件
物件の所有者	空き家バンクに登録された物件で成約済み、または成約の見込みがある者
物件の購入者	空き家バンクに登録された物件で成約済み、または成約の見込みがある者
物件の賃借人	空き家バンクに登録された物件の改修について物件の所有者の同意を得た者

※申請に係る利用登録者が、過去3年以内にこの助成の交付決定や取消しを受けている場合は申請することができません。

※補助金交付決定については、申請書に基づき審査し決定の判断を行います。

【申請の流れ】

※年度内に完了する必要があります。

